

令和元年
第 11 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和元年 11 月 28 日（木） 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員（ 18 人）

会長	1 番	寶代 行廣			
会長職務代理	2 番	今市 範男			
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋	5 番 宮原 耕一
	6 番	東 鈴子	7 番	田中 司	8 番 君野 潤二
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男	11 番 菊永 多佳子
	12 番	宮原 俊郎	13 番	徳永 映子	14 番 松永 正美
	15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美	17 番 梶山 俊孝
	18 番	朽木 いさ子			

4. 欠席委員（2 人） 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 65 号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第 6 議案第 66 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 7 議案第 67 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 68 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 69 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 10 議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 11 議案第 71 号 非農地証明願いについて

○ 日程第 12 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼 係員 内 良一

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 西野 政則 中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。大隣委員、月野委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和元年第 11 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 90 頁を御覧いただきたいと思います。まず。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

東 委員 農業委員がひとり減って、推進委員がひとり増えるということですが、何が基準になっていますか。

事務局長 前回改選時、本当は南九州市の農業委員の定数は 19 名でしたが、農地面積が広いことなどが考慮され特例として 20 名に認められた経緯があります。この特例はあくまでも経過措置であり、今回この経過措置がなくなるということで 19 名になります。現在、農業委員 20 名、推進委員 20 名の計 40 名となっていますが、農業委員が減る分、推進委員を増やすことで現場活動に支障がないようにするところです。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、4 番 下之門委員、5 番 宮原 耕一委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日 11 月 28 日の 1 日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第 3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第 18 条第 6 項及び農用地利用集積計画、並びに農地法第 18 条第 6 項及び議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3 ページからになります。

まず始めに農地法第 18 条第 6 項による通知事案ですが、2 件の合意解約が

なされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇他の申し入れです。貸人主導によるもの2件となっております。

地目の内訳は田が1筆の 4,220 m²と畑が1筆の 14,665 m²で、地域別では潁娃が2件です。

次に、農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は7件の合意解約がなされました。賃貸人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人が知覧町〇〇の〇〇〇〇 他の申し入れです。

解約の主導は、貸人主導によるもの4件、借人主導によるもの3件となっております。

地目の内訳は、田が1筆の 335 m²、畑が 11 筆の 18,183 m²、地域別では知覧2件、川辺5件となっております。

以上で、説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は8頁から 11 頁で、今回は、新規認定2件、再認定4件、内容変更3件であります。

一覧表は9頁、新規認定個別表は10頁になります。

まず、整理番号1、潁娃町〇〇の〇〇〇〇・〇〇〇〇さんです。現在、茶園 10.4ha を経営していますが、今後は、徐々に後継者への経営移譲を進めるとともに、繁忙期の臨時雇用確保等により更なる経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、各種研修会への参加や優良農地の確保・補助事業等の活用により農業機械等の更新を行う考えです。

次に、整理番号2、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで、甘しょと人参の組み合わせにより経営を行ってきましたが、今後は、後継者の経営参加に伴い、農地の連担化と規模拡大により省力化と経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、研修会等への参加により複式簿記と簡

易経営分析を習得するとともに、制度資金を活用し、農業機械の更新を行う考えです。

なお、再認定4件、内容変更3件の個別表は、資料の11頁になりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第65号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について、資料は13頁からです。
穎娃町〇〇〇〇番地 法人名〇〇〇〇になります。

法人の事業内容としましては、茶の生産・加工及び販売等で、会社設立は昭和〇〇年〇〇月、構成員は〇〇人となっています。資本金の額は300万円で、経営面積が201,352㎡になります。

農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、有限会社です。

「構成員要件」については出資者〇〇人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。

「事業要件」については、農業の経営及び農産物の生産・販売等が主な事業となっております。

「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。
以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第65号に係る案件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 6 議案第 66 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。まず東垂水委員お願いします。

東垂水委員 審議番号 1 番です。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん です。

申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇 外 1 筆で、畑の 986 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請地は、平成 25 年度から畑地帯総合整備事業（担い手支援型、一般）が実施されている農地であります。今回、設置されている給水栓等の更新事業を行うとしたところ、申請地が農用地区域から外れていたことがわかり、事業実施のため農用地区域へ編入するものです。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

内容については、現地調査員から報告があったとおりでございます。

申請地は、農用地区域の外周部に隣接しており、農地の集団化が図られ効率的な作業の実施が見込まれることから今回の編入については特に問題はないと思われます。

補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 66 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 66 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 67 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可について御説明申し上げます。
23 号からになります。今回の申請は、所有権移転 13 件になります。
所有権移転について、譲渡人は大阪市〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。
内訳は、田が 8 筆で 5,933 m²、畑が 17 筆で 15,162.28 m²となっています。
理由は、1 番が親戚、3 番・6 番・7 番が知人、9 番が親、12 番が弟から受贈、2 番・8 番・11 番が規模拡大、4 番・5 番・10 番・13 番が相手方の要望による取得となっております。
土地の取引価格につきましては、田が 10a あたり、270,000 円で、畑が 81,000 円から 5,457,000 円で売買される予定です。
地域別では、潁娃 4 件、知覧 4 件、川辺 5 件でございます。
また、法第 3 条第 2 項各号の判断については、26～32 号の調査書のとおりでございます。
以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。
以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 67 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 8 議案第 68 号 農地法第 4 条許可申請についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から御報告をお願いします。徳永委員をお願いします。

徳永委員 審議番号 1 番です。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畑の 997 m²で、〇〇〇の西側付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は、農業を営んでいるが高齢となり耕作が困難になってきており、周囲に住宅が増えつつあることから、共同住宅 2 棟を建築しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号 1 番です。

立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員 4 m 以上の市道に面しており、かつ概ね 500m 以内に公共施設〇〇〇と医療機関〇〇〇があるため、「第 3 種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。

一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第68号 農地法第4条申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第68号に係る案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第9 議案第69号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から、所有権移転6件の御報告をお願いします。吉崎委員をお願いします。

吉崎委員 審議番号1番です。
譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇の一部 外1筆、畑の482㎡で、〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、借家住まいのため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

審議番号2番です。
譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑の3,258㎡で、〇〇自治会の西側付近に位置します。
申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、隣接地の山林と一体で太陽光発電施設を設置しようとするものです。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、徳永委員をお願いします。

徳永委員 審議番号3番です。

譲受人は、東京都の〇〇〇〇，譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外1筆，畑の396㎡で，〇〇〇から北側付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり，日当たりが良く太陽光発電に適していることから，申請地を譲り受けて，隣接地の宅地と一体で太陽光発電施設を設置しようとするものです。

審議番号4番です。

譲受人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，知覧町〇〇〇〇番〇，畑の553㎡で，〇〇自治会に位置します。

申請人は現在，借家住まいで，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。申請地はすでに造成されており，始末書が添付されています。

なお，面積が500㎡を超過しているが，通路部分の面積（107㎡）を求積した図面が添付されています。

以上で報告を終わります。

議 長 次に，今市委員お願いします。

今市委員 審議番号5番です。

譲受人は，福岡市の〇〇〇〇さん，譲渡人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，川辺町〇〇〇〇番〇，畑の255㎡で，〇〇〇の南西の〇〇〇沿い〇〇自治会に位置します。

申請人は，県外在住であるが，申請地を譲り受けて，親が使用する駐車場を確保しようとするものです。

駐車場としては適当と思われましたが，親は他に駐車場も持っていますのでこういった理由があるのかと思いましたが，駐車場としては何ら問題はないということです。

審議番号6番です。

譲受人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，川辺町〇〇〇〇番，畑の577㎡で，〇〇自治会の北側付近に位置します。

申請人は，神社への参拝や行事等の際に駐車場が不足しているため，隣地

の申請地を譲り受けて、駐車場を確保しようとするものです。

申請地はすでに駐車場として利用されており、始末書が添付されています。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

審議番号1番5番です。

立地基準ですが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。

なお、代替地の検討をしたが他に適地が見つからなかったとのこと。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号2番3番6番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、2番3番は経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。

審議番号4番です。

立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に〇〇〇と医療機関〇〇〇があるため、「第3種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

なお、審議番号2番は農地が3,000㎡を超えていますので来月県常設審議会へ意見聴取となります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
- 議案第 69 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 御異議なしと認めます。
- よって議案第 69 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。
- 議 長 次に、日程第 10 議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。
- 農地係長 60 ㌔からになります。
- 「所有権移転」についてですが、譲渡人は、埼玉県〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇〇 〇 他の申し入れです。
- 地目の内訳は畑が 14 筆の 31,889 ㎡であります。
- 申請農地の取引価格については 10a 当り、畑の 400,000 円～690,000 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 3 件、知覧 1 件、川辺 1 件となっています。
- 次に、「賃貸借利用権」の設定であります、63 ㌔からになります。
- 利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇 設定を受ける者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、ほか 78 件になります。
- 設定面積は、田が 9 筆で 11,509 ㎡、畑が 106 筆で 143,387 ㎡の合計 115 筆の 154,896 ㎡になります。地域別では、潁娃 1 件、知覧 57 件、川辺 21 件、合計 79 件となっております。
- 次に「使用貸借権設定」の設定であります、75 ㌔からになります。
- 利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 7 件になります。
- 設定面積は、田が 9 筆の 4,364 ㎡、畑 38 筆の 72,496 ㎡で合計 47 筆、76,860 ㎡になります。
- 地域別では、潁娃 2 件、知覧 3 件、川辺 3 件、合計 8 件となっております。
- 以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、

併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号 59 番、60 番については今市委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の内、番号 59 番、60 番を除く 77 件の案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の内、番号 59 番、60 番を除く 77 件の案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 70 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、今市委員の退室を求めます。

(今市 委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、議事参与の制限に該当する、賃貸借利用権設定の番号 59 番、60 番については、申

請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第70号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。今市委員の入室を許可いたします。

(今市委員 入室)

議長 今市委員に報告いたします。議案第70号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第11 議案第71号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。はじめに東垂水委員お願いします。

東垂水委員 審議番号1番です。

申請人の父が、昭和52年7月に4条許可により隣接地に一般住宅を建築しましたが、誤って今回の申請地に跨って住宅を建築したものです。現在は空き家となっており、現地調査の結果、間違いなく申請地に跨って住宅が建っており、復元することは難しいと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 申請地は30年以上前に杉が植林されており、山林であるとの申請ですが、現地調査の結果、周辺の状況からして簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しました。

〇〇〇〇さんは先月も非農地が出されましたが、それとは別の場所で今回の場所は、段々で元は畑だったみたいで、たぶん、みかん畑ではなかったのかと思いました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号 1 番は非農地に係る取扱い基準（内規）の非農地の基準 5 条第 2 項（ア）に基づき判断し、審議番号 2 番は非農地の基準 5 条第 2 項（イ）に基づき判断したところであり、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願います。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 71 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 （今後の日程について連絡する。）

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて令和元年第 11 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 2 時 50 分